

平成 19 年度
事業報告書

第 2 期事業年度

自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日



公立大学法人 和歌山県立医科大学

目次

「公立大学法人和歌山県立医科大学の概要」

1. 目標	1
2. 業務	1
3. 事業所等の所在地	2
4. 資本金の状況	3
5. 役員の状況	3
6. 職員の状況	3
7. 学部等の構成	3
8. 学生の状況	4
9. 設立の根拠となる法律名	4
10. 設立団体	4
11. 沿革	4
12. 経営審議会・教育研究審議会	7
(1) 経営審議会	7
(2) 教育研究審議会	7

「事業の実施状況」

I. 大学の研究の質の向上	8
1. 教育に関する実施状況	8
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	8
ア 学部教育	8
イ 大学院教育	8
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	9
ア 学部教育	9
イ 大学院教育	10
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	10
ア 適正な教員の配置等	10
イ 教育に必要な施設、図書館、情報ネットワークの活用整備	10
ウ 教育の質の改善	10
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	11
ア 学習相談、助言、支援の組織的対応	11
イ 生活相談、就職支援等	11
ウ 留学生支援体制	11

2.	研究に関する目標を達成するための措置	1 1
	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	1 1
	ア 目指すべき研究の方向と研究水準	1 1
	イ 成果の社会への還元	1 2
	(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	1 2
	ア 研究体制	1 2
	イ 研究に必要な設備等の活用整備	1 2
	ウ 研究の質の向上	1 2
	エ 研究資金の獲得及び配分	1 2
3.	附属病院に関する目標を達成するための措置	1 2
	(1)教育及び研修機能を充実させるための具体的方策	1 2
	(2)研究を推進するための具体的方策	1 3
	(3)地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策	1 3
	(4)医療安全体制の充実に関する具体的方策	1 3
	(5)病院運営に関する具体的方策	1 4
	(6)附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携を強化するための 具体的方策	1 4
4.	地域貢献に関する目標を達成するための措置	1 4
5.	産官学の連携に関する目標を達成するための措置	1 4
6.	国際交流に関する目標を達成するための措置	1 4
II.	業務運営の改善及び効率化	1 5
	1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	1 5
	2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	1 5
	3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	1 5
	4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	1 5
III.	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	1 5
	1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を 達成するための措置	1 5
	2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	1 5
	3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1 6
IV.	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び 評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための 措置	1 6
	1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置	1 6
	2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	1 6
V.	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	1 6

1. 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ・ 1 6
2. 安全管理に関する目標を達成するための措置 ・ ・ ・ ・ ・ 1 6
3. 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置 ・ ・ ・ ・ ・ 1 6

公立大学法人和歌山県立医科大学事業報告書

「公立大学法人和歌山県立医科大学の概要」

1. 目標（法人の基本的な目標）（中期目標前文）

和歌山県立医科大学は、医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与する。

この目的を果たすため、特に以下の事項について重点的に取り組む。

- (1) 高等教育及び学術研究の水準の向上に資する。
- (2) 高度で専門的かつ総合的な能力のある人材の育成を行う。
- (3) 学生の修学環境の充実を図る。
- (4) 高度で先進的な医療を提供する。
- (5) 地域の保健医療の発展に寄与する活動を行う。
- (6) 地域に生涯学習の機会を提供する。
- (7) 地域社会との連携及び産学官の連携を行う。
- (8) 人類の健康福祉の向上に寄与するための活動を行う。

2. 業務

和歌山県立医科大学は、医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、1 地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与している。

平成19年度は、開学60余年の歴史を経て、また独立行政法人として初年度の実績も踏まえ、これまで培ってきた本学の教育、研究、診療、社会貢献などの水準の適切性、妥当性を客観的に評価し、さらに改革・改善を図ることが極めて重要な時期である。

まず、教育の面においては、医学部・保健看護学部の共通講義としての患者や医療・行政からの生の声を聞くケアマインド教育、入学時の早期体験実習、1年次の老人福祉関連施設実習、5年次の医療問題ロールプレー、5、6年次の緩和ケア病棟実習を行った。また、文部科学省の大学教育改革の取組に対する補助事業において、医学部の「実践的地域医療マインド育成」が新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムに、「女性医師の出産育児休業からの職場復帰支援」が地域医療等社会的ニーズに対応した

質の高い医療人養成推進プログラムに、また本学と大阪大学他3大学と共同で「チーム医療を推進するがん専門医療医の育成－集学的治療から在宅医療そして緩和ケアまで－」が文部科学省のがんプロフェッショナル養成プランに採択され、地域貢献のできる良質な医療人の育成により一層取り組んだ。

なお、保健看護学部において、大学院保健看護学研究科（修士課程）及び助産学専攻科の開設（平成20年4月から）に向け、国への申請手続きや学生募集等を行った。

次に、研究の面においては、科学研究費補助金等を活用した研究活動を積極的に展開するとともに、寄附講座、受託研究、企業との共同研究についても積極的に実施、研究することができた。なかでも「観光医学講座」により、地域貢献や観光振興を通して社会貢献をすることができた。

附属病院においては、患者本位の安心できる医療の実現のため、医療安全推進室を、附属病院のがん診療体制の強化のため、化学療法センターを設置した。また、地域医療の中核病院として、高度医療を充実し、先端医療を実践するとともに、地域に開かれた病院として、広く医療従事者に対する研修・実習の機会を提供した。

なお、附属病院では、平成20年1月に財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得したところである。

本県においても深刻な問題となっている医師不足等に対しては、地域支援のための医師を増員し、地域の医療機関との連携や支援を行っている。また、国の緊急医師確保対策に基づき、平成20年度募集から入学定員25名の増員が決定され、今後その効果を最大限に活かすことができるよう、県内定着に向けた対策を講じていく。

今年度は中期目標の達成に向けた中期計画の次年度であるため、昨年度の活動実績のうち課題の点検や見直しを行ったところであり、項目別の評価について全般的に順調に進んでいると考えられる。今後とも、さらに点検や見直しのうえ強化し、大学自らの権限と責任において自主的、自律的な運営がますます必要である。

3. 事業所等の所在地

大学・医学部	和歌山市紀三井寺811-1
保健看護学部	和歌山市三葛580
附属病院	和歌山市紀三井寺811-1
附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219

4. 資本金の状況

56,524,271,000円（全額 和歌山県出資）

5. 役員の状況

役員の定数は、公立大学法人和歌山県立医科大学定款第8条により、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。また、任期は同定款第14条の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
理事長	南 條 輝志男	平成18年4月1日	学 長
副理事長	嶋 田 正 巳	平成18年4月1日	前県福祉保健部長
理 事	宮 下 和 久	平成18年4月1日	医学部長 衛生学教授
理 事	板 倉 徹	平成18年4月1日	附属病院長 脳神経外科学教授
理 事	寺 村 洋 志	平成18年4月1日	事務局長
監事(非常勤)	森 董 満	平成18年4月1日	弁護士
監事(非常勤)	楠 見 恭 平	平成18年4月1日	公認会計士

6. 職員の状況 平成19年5月1日現在

教員 323人

職員 1,004人

7. 学部等の構成

医学部

保健看護学部

医学研究科

8. 学生の状況

(人) 平成19年5月1日現在

	医学部	保健看護学部	計
総学生数	507	270	777
学部学生	364	270	634
修士課程	31	—	31
博士課程	112	—	112

9. 設立の根拠となる法律名

地方独立行政法人法

10. 設立団体

和歌山県

11. 沿革

年月日

昭和	20. 2. 8	和歌山県立医学専門学校設置認可
	22. 6. 18	和歌山県立医科大学予科設置認可
	23. 2. 20	和歌山県立医科大学設置認可
	26. 3. 31	和歌山県立医学専門学校及び和歌山県立医科大学予科廃止認可
	27. 2. 20	学制改革により新制度による和歌山県立医科大学設置認可
	29. 6. 1	附属病院第1病棟完成
	30. 1. 1	和歌山県指導厚生農業協同組合連合会紀北病院を買収、本学附属病院紀北分院開院
	30. 1. 20	和歌山県立医科大学進学課程設置認可
	31. 5. 7	附属病院第2病棟完成
	33. 7. 1	学位規定の制定認可（学位審査権）
	33. 12. 12	附属病院第3病棟完成
	35. 3. 31	和歌山県立医科大学大学院設置認可
	35. 5. 18	附属病院診療本館完成
	35. 12. 24	興紀相互銀行の旧館を買収し医局に使用

年 月 日	
36. 2. 10	旧診療棟を病棟（第6病棟）に改造
36. 2. 20	紀北分院第2病棟改築完成
36. 3. 31	旧制和歌山県立医科大学廃止
37. 11. 15	紀北分院診療本館完成
38. 4. 1	大学本部及び基礎医学部の位置変更認可
38. 9. 14	大学本部及び基礎医学教室会館完成
38. 10. 5	和歌山市弘西に進学課程敷地を取得
39. 1. 11	学生定員（60名）の変更承認
39. 12. 10	看護婦宿舎完成
39. 12. 14	大学院学生定員の変更承認
40. 4. 5	紀伊分校（進学）の校舎完成
42. 3. 17	附属病院第5病棟完成
42. 4. 1	学生部及び進学部設置
42. 11. 27	紀北分院看護婦宿舎完成
43. 9. 26	紀北分院第1病棟改築完成
44. 1. 14	臨床検査研究棟完成
44. 3. 14	紀北分院診療本館増築完成
46. 3. 26	大学院学生定員の変更承認
46. 7. 17	紀北分院医師住宅完成
46. 7. 20	紀伊分校（進学）体育館完成
46. 8. 1	応用医学研究所発足
47. 3. 28	大学院学生定員の変更（108名）
48. 3. 31	紀北分院手術棟完成
49. 1. 29	大学院学生定員の変更（120名）
50. 4. 1	〃 （124名）
51. 3. 31	附属病院医局棟改築完成
51. 7. 1	創立30周年記念式典挙行
56. 3. 31	紀北分院敷地内に地方職員共済組合かつらぎ独身寮完成
59. 5. 14	附属病院別館病棟完成
61. 3. 29	附属病院第5病棟改築完成
62. 5. 31	附属病院第6病棟改築完成
63. 11. 15	附属病院診療本館改築完成
平成 元. 3. 15	附属病院第2病棟改築完成
元. 7. 1	高度集中治療センター設置
2. 6. 25	附属病院第3病棟改築完成

年 月 日	
3. 8. 31	附属病院第 1 病棟改築完成
6. 12. 19	看護婦独身寮完成
7. 4. 1	附属病院特定機能病院の承認
7. 9. 17	創立 50 周年記念式典挙行
10. 9. 1	大学本部紀三井寺新キャンパスに移転
10. 9. 7	新大学開講式
11. 3. 24	大学・附属病院竣工式
11. 5. 8	新附属病院診療開始
11. 5. 13	新附属病院外来診療開始
11. 9. 12	生涯研修・地域医療センター開所式
12. 6. 1	救命救急センター設置
14. 3. 20	大学グラウンド完成
15. 1. 1	ドクターヘリ就航
15. 11. 27	和歌山県立医科大学保健看護学部設置認可
16. 3. 31	教養部廃止
16. 4. 1	和歌山県立医科大学保健看護学部開設
〃	入試・教育センター設置
〃	卒後臨床研修センター設置
17. 4. 1	和歌山県立医科大学大学院医学研究科修士課程開設・博士課程再編
18. 4. 1	公立大学法人和歌山県立医科大学設置
〃	産官学連携推進本部設置
〃	地域・国際貢献推進本部設置
〃	教育研究開発センター設置
19. 4. 1	健康管理センター設置

12. 経営審議会・教育研究評議会

(1) 経営審議会

平成19年5月1日現在

氏名	現職	備考
南 條 輝志男	理事長	
嶋 田 正 巳	副理事長	
板 倉 徹	理事（附属病院長）	
寺 村 洋 志	理事（事務局長）	
宮 下 和 久	理事（医学部長）	
井 畑 文 男	県福祉保健部長	学外委員
大 江 唯 之	特定・特別医療法人 黎明会 理事・事務局長	学外委員
竹 田 純 久	セイカ㈱／和歌山精化工業㈱代表取締役	学外委員
山 中 盛 義	公認会計士	学外委員
田 中 祥 博	弁護士	学外委員

(2) 教育研究審議会

平成19年5月1日現在

氏名	現職	備考
南 條 輝志男	学長	
嶋 田 正 巳	副理事長	
宮 下 和 久	医学部長（理事）	
有 田 幹 雄	保健看護学部長	
板 倉 徹	附属病院長（理事）	
吉 田 宗 人	地域・国際貢献推進本部長	
古 川 福 実	産官学連携推進本部長	
仙 波 恵美子	学生部長	
中 村 正 信	入試・教育センター長	
畑 埜 義 雄	図書館長	
羽 野 卓 三	教育研究開発センター副センター長	
吉 川 徳 茂	小児科学教授	
福 田 春 枝	保健看護学部教授	
柳 川 敏 彦	保健看護学部教授	
谷 川 泰 教	高野山大学教授	学外委員

「事業の実施状況」

I. 大学の研究の質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

- ・医学部では、特色ある大学教育支援プログラムに採択されたケアマインド教育において、老人福祉施設への実習を行うとともに、ケアマインド教育を一年次を通じて行った。
保健看護学部では、新学期のオリエンテーション時に選択科目の概要説明会を開催し、授業内容等を説明した上で、より多くの科目を履修するよう指導した。
- ・情報処理能力を育成するため、医学部では、インターネットを用いる情報収集について、1年次に情報処理教育を行うとともに、保健看護学部も、1年次に情報処理演習を開講した。
なお、教養セミナー・基礎医学・PBL・チュートリアル形式の講義を導入するとともに、保健看護学部でも、教養セミナーや教育学（医療入門：ケアマインド教育）を開講した。
- ・国家試験の合格率を向上させるため、医学部では、平成18年度入学生からコアカリキュラムに準じたカリキュラムに改定し、卒業試験も国家試験に準じたMCQ問題を導入するとともに、保健看護学部では、自習室の開放時間等を学生便覧に記載したり、学生掲示板に掲示することにより学生への周知を図った。
- ・チーム医療やインフォームドコンセントに不可欠なコミュニケーション能力を育成するため、医学部では、教育研究開発センターが核となって、和歌山SPの会（模擬患者の会）を設立し、臨床実習入門やOSCEの際には、SPを務めることを目標に各種研修を実施した。また、特色GPに加えて、いわゆる医療人GP、学生支援GPの採択で得る補助金を財源として、3年次までの初期導入教育において、実施している老人保健施設に加えて、地域の保健所や障害者施設での体験学習を平成20年度のカリキュラムに加えた。
- ・地域との交流、地域医療への学生の関心を高めるため、医学部では、早期から医療・福祉の現場を体験する「Early Exposure」及び地域の老人福祉施設22箇所での研修を行うとともに、保健看護学部では、段階的に行う地域での各実習及び自主的に行う地域医療体験学習を実施した。
- ・国際的視野をもった人材を育成するため、国際交流センターの事務室を整備し、その機能の充実を図るとともに、海外の大学や研究機関等へ学生や教職員の派遣等を行った。

イ 大学院教育

- ・修士課程の充実を図るため、大学院医学研究科整備検討委員会で修士論文の提出等修了に関する手続きを決定した。また、論文審査会を兼ねた修士論文の公開発表会を開催した。
- ・研究者としての倫理観の向上を図るため、「研究者の倫理」、「遺伝子組み換え実験安全管理」について、大学院共通科目講義として実施した。
- ・保健看護学分野における研究能力に加えて高度の専門性が求められ職業を担う卓越した能力を培うため、保健看護学研究科修士課程の開設のため、設置認可申請を行い、12月に認可された。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

- ・教育研究開発センターに入試制度検討部会及び入試制度検討部会において、定員増における入試制度の改定及び入試選抜の方法を、既入学者の追跡調査などをもとに改定するとともに、入学時の選抜方法等に基づき、その後の成績の追跡調査を行った。
- ・入学者選抜、進路指導等に係る相互理解を深めるために、オープンキャンパス、大学説明会などを通じ、高等学校との連携を図り、より広範な広報活動を行った。

(イ) 教育理念等に応じた教育課程の編成

- ・教養科目や基礎医学についてもチュートリアル形式の講義を導入するとともに、臨床教科においては、チュートリアルを増加させた。
- ・卒業時の学生の能力を適正に評価するため、医学部では、卒業試験を国家試験に準じたMCQ形式とし、コース別の試験問題および採点を行った。さらに、試験問題の質についても、教育研究開発センターで判定し、採点基準の是正を行った。保健看護学部では、総合評価のための試験を実施するとともに、「保健看護研究Ⅱ」「保健看護管理演習」については、当該総合評価試験の成績と併せて、単位を与えることとした。
- ・医学部では、統合型教育の充実のため、平成18年度入学生についてコアカリキュラムに準じて講義を行うよう改定した。
- ・保健看護学部では、「総合保健看護」の分野において、「保健看護管理論」「保健看護管理演習」「保健看護英語」等を開講した。

(ウ) 教育方法に関する具体的方策

- ・学生の課題探求能力、問題解決能力等を育成するため、医学部では、教養セミナー・基礎医学・PBL・チュートリアル形式の講義を導入するとともに、保健看護学部でも、教養セミナーや教育学(医療入門：ケアマインド教育)を開講した。
- ・自主学習能力を高めるため、学生が自主的に取り組む研究課題に対し、審査の結果、医学部で8件、保健看護学部で13件について採択した。

(エ) 成績評価

- ・e-learningの教材を一部導入し、その一環としてコンピュータを用いた客観試験の環境整備を整え研修も行った。
- ・保健看護学部では、全教員による成績判定会議を開催した。

(オ) 卒後教育との連携

- ・質の高い臨床医を育成するため、臨床医に必修のプライマリー・ケア能力向上のため、救急部門における指導体制の充実を図った。
- ・保健看護学部と附属病院看護部との連携を図るため、附属病院の看護師のリーダーシップ研修とプリセプター研修に保健看護学部助教授を講師として招いた。また、保健看護学部学生の3年次の領域別実習に先立ち、各領域における実習目標や実習時期について、附属病院と実習の打合せを行う

とともに、実習中に連絡会を開催し、連携を図った。

看護部では、臨地実習検討委員会を2回開催するとともに、看護師の採用前技術研修では保健看護学部教員の支援のもと、実際に使用している医療材料を用いた技術研修を3日間開催した。

イ 大学院教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜

- ・医学研究科博士課程において多様な人材を集めるため、社会人のために昼夜開講制及び長期履修制度を実施し、ホームページやオリエンテーション等で制度周知のための広報活動を行った。また、博士課程において10月入学を実施しており、4名の入学があった。

修士課程でも、多様な人材を集めるため、講義時間を夜間に設定するなど、社会人の入学制度に配慮しており、15名が入学した。

(イ) 教育課程

- ・研究経験と専門知識、技術を学ばせるため、実地診療上活躍し、指導的立場の現役医師を全国から選び、計画に沿った講義を行うとともに、修士課程では、幅広い研究領域を含んだ専門性を高めるため、修士課程1年次後期から所属教室で、博士課程と緊密な連携を図ったり、共通科目講義及び特別講義を実施し、各講義の枠を超えた講義を実施した。

(ロ) 教育方法

- ・修士課程における研究成果については、公開発表会を開催、博士課程では研究討議会を開催した。また、外部講師10名による特別講義を実施し、研究レベルの向上及び研究者間の交流を図った。

(ハ) 成績評価等の実施

- ・学位論文を公表し、社会的評価を受けるとともに、優れた研究及び専門能力を有する者を名誉教授会賞に推薦した。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適正な教員の配置等

- ・実習施設との一層の連携を図るため、人材育成向上のため優れた医療人に対し、称号を付与する「保健看護学部臨床教育教授等選考規程」を7月に定めた。

イ 教育に必要な施設、図書館、情報ネットワークの活用・整備

- ・臨床技能研修センターの立ち上げにより、シミュレーターの充実と学内のシミュレーター教育用のDVDの作成、self-trainingシステムの構築を進めた。
- ・学習環境の充実を図るため、紀三井寺館については、土曜日3時間の時間延長を実施し、三葛館については、午前1時間・午後1時間(計2時間)の時間延長を行い、両館ともに利用者環境の整備に努めた。

ウ 教育の質の改善

- ・教育の質の改善につなげるため、アドバンストOSCEのプログラム開発のFDを行った。
- ・学生及び第三者による授業評価の在り方の検証及び改善を図るため、医学部では、授業評価について、マークシート方式から講義室に設置したPCによりタッチパネル方式での入力および解析が可

能な方式を導入するとともに、保健看護学部では、4回以上実施した科目の教員に対して、学生による評価を実施し、結果をフィードバックした。

- ・学部教育の効果を検証するため、医学部では、成績の追跡調査や卒業者の進路調査を行い、保健看護学部では、進路について学部卒業生に対し動向調査を実施した。
- ・博士論文については英文によることを求め、学位論文審査についても論文審査委員3名を選出し、論文審査と試験により審査を行った。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談、助言、支援の組織的対応

- ・医学部、保健看護学部の相互理解を促進するため、4月に新入生合宿研修を高野山大学で実施するとともに、保健看護学部では、新入生オリエンテーション時に、禁煙についての講義、国際交流・学生自主カリキュラムの発表会や人権・同和特別研修(医学部と合同)を実施した。
- ・学生からの相談に細やかな対応ができるように、医学部では、相談内容に応じて、教務学生委員会委員及び健康管理医から相談責任者を選出し、効果的な相談体制を取るとともに、保健看護学部では、クラス担任が個別面談を行うとともに、オフィスアワーを設定した。

イ 生活相談、就職支援等

- ・学生の健康管理、生活相談等に対応するため、健康管理センターを設置し、機器や備品を整備するとともに、産業医等を配置し、体制整備を推進した。
- ・保健看護学部においては、毎週木曜日9時～11時、外部カウンセラーによる学生相談を実施した。

ウ 留学生支援体制

- ・留学生を支援し、海外の大学との交流を推進するため、ホームページ等を活用し、本学及び大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供した。
- ・国際的視野をもった人材を育成するため、国際交流センターの事務室を整備し、その機能の充実を図るとともに、海外の大学や研究機関等へ学生や教職員を派遣等を行った。また、新たに10月に香港中文大学、3月にソウル大学医学部と学術交流協定を締結した。

2. 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向と研究水準

- ・疾病構造の変化に対応した医学医療の研究や実践を展開するため、機能性医薬食品探索講座においては、県内の特産品である梅を用いた疾病構造解明、食品の新商品開発等の研究を行うとともに、観光医学講座においては、本学病態栄養治療部との連携による、疾病患者向け旅行企画において地場産品を含む食事療法等の指導や宿泊施設側に対する献立・栄養指導を行った。
- ・附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげるため、院内がん登録においては、標準登録項目について、11月から病歴部に「がん登録システム」の導入を進め、病歴部において院内がん登録を実施した。

- ・学内の各種助成事業の公募における推薦や選考を行うため、特定研究・教育助成プロジェクト発表会を開催した。

イ 成果の社会への還元

- ・研究成果の社会への還元を促進するため、一般県民を対象にした研修会、健康講座及び公開講座を開催するとともに、県内の小中高校へ出向いて授業を行う「出前授業」を実施した。
- ・寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大した。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究体制

- ・「医学部教員の公募に関する申し合わせ事項」に基づき、2名の教員の採用をするとともに、研究の多様化、質の向上のための、より質の高い教員を受け入れるため、医学部教授候補者選考委員会において候補者の選考について積極的に取り組んだ。

イ 研究に必要な設備等の活用・整備

- ・研究の支援体制を整備するため、共同利用施設管理運営委員会において学内研究施設の利用状況を調査し、必要な研究環境や機器の導入・更新等について検討を行った。

ウ 研究の質の向上

- ・学内の各種助成事業の公募における推薦や選考を行うため、特定研究・教育助成プロジェクト発表会を開催した。

エ 研究資金の獲得及び配分

- ・研究を推進するため、産官学連携推進本部を中心に、外部資金の獲得に努めるとともに、ホームページ等による情報提供、研究内容の紹介を行った。
- ・研究活動活性化委員会の選考により、特定研究・教育助成を行うとともに、若手研究支援助成要綱に基づき、若手研究者への研究支援を行った。

3. 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 教育及び研修機能を充実させるための具体的方策

- ・臨床医に必修のプライマリー・ケア能力向上のため、救急部門における指導体制の充実を図った。
 - ・患者本位の医療や円滑なチーム医療を推進できる人格形成を図るため、ケアマインド教育及び福祉施設の実習を通じて患者本位の医療を志す教育を推進した。
 - ・教育研究開発センターと卒後臨床研修センターとが連携して、臨床研修を担当する指導医向け講習会を実施するとともに、クリニカルラダー、評価者研修、看護研究の3つの研修に2名の外部講師を招聘した。
 - ・がん相談支援センターの相談業務を行うために、スタッフが国立がんセンター等の主催の相談員講習会やワークショップに参加してスキルアップを図った。
- また、相談支援センターの案内用パンフレット、県民向けのがん知識と早期発見・早期治療のための啓発冊子及び緩和ケアチーム用啓発冊子を作成した。

(2) 研究を推進するための具体的方策

- ・機能性医薬食品探索講座においては、県内の特産品である梅を用いた疾病構造解明、食品の新商品開発等の研究を行った。また、観光医学講座においては、本学病態栄養治療部との連携による、疾病患者向け旅行企画において地場産品を含む食事療法等の指導を行うとともに、宿泊施設側に対する献立・栄養指導を行った。
- ・一元的な治験管理体制を構築するため、9月に専用スペースへ移転し業務を開始、治験コーディネーターを2名増員するとともに、各種手順書を整備しホームページへ掲載を行い周知した。
- ・患者本位の安心できる医療の実現のため、4月より医療安全推進部に医療安全推進室を設置し、独立の組織とするとともに、専任の薬剤師、看護師を配置、それぞれ室長、副室長に位置づけ、組織の充実・機能の強化を図った。

(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策

- ・高度医療に貢献する医療専門職業人を育成するため、コ・メディカル等職種毎の教育研修を計画的に実施するとともに、紀北分院とともに、実習生を適宜受け入れた。
- ・1月に財団法人日本医療機能評価機構に認定された。
- ・情報管理委員会を開催し、第3期システムの検討を開始するとともに、大学ネットワークの維持管理やセキュリティー対応も実施した。
- ・個別・集団栄養食事指導を実施し、入院患者の嗜好にあわせ、喫食率向上を図るため、NST症例や喫食状態不良の患者に対し、個別対応の献立を作成した。なお、本院では給食の選択メニュー制度について導入した。（紀北分院では平成18年度より導入済み）
- ・ドクターヘリの活用により、県内の救急病院等を連携し、病院間搬送も円滑に行われた。
- ・基幹災害医療センターとしての役割を果たすため、災害対策訓練を10月に実施し、災害対策マニュアルの課題を把握した上で、見直しを行った。

(4) 医療安全体制の充実に関する具体的方策

- ・医療安全推進部の体制強化のため、4月より医療安全推進部に医療安全推進室を設置し、独立の組織とするとともに、専任の薬剤師、看護師を配置、それぞれ室長、副室長に位置づけ、組織の充実・機能の強化を図った。
- ・本院では、リスクマネージャー会議を7回、全体会議を3回実施するとともに、AI検討委員会の委員構成の見直しを行った。一方、分院では、全職員を対象に医療安全対策の推進についての研修（医療安全研修、医療機器安全管理研修、院内感染防止対策研修、医薬品の安全使用のための研修）を実施するとともに、院外の研修会にリスクマネージャーを積極的に参加させた。
- ・医療安全への取組及び医療事故等の経緯や改善策などの状況を3カ月ごとにホームページで公表した。

(5) 病院運営に関する具体的方策

- ・ 附属病院のがん診療体制を強化するため、10月に化学療法センターを設置した。
- ・ 地域連携室に窓口を設置、病院課相談室を活用して、予約制によるセカンドオピニオン外来を3月に開設した。
- ・ 適切な診療情報の管理及び業務の効率化・経営改善に資するため、診療情報管理士2名を配置した。
- ・ 本院では、県の広報誌やマスコミにより活動内容を広報し、ボランティア希望者の増加を図る一方、分院では、地域のボランティアの協力を得て、中庭等へ花植えや手入れを行った。
- ・ 未収金対策として、専任職員2名を配置し、夜間・休日の督促等徴収対策の強化を図るとともに、少額訴訟や支払督促、債権回収会社への督促業務の委託を実施した。
- ・ 附属病院の経費削減のため、預託方式により、院内の在庫を縮小、定数管理により効率的な物品管理を行うとともに、アウトソーシングを行っている業務の一部について見直しを行った。
- ・ 分析データを病院経営に定期的に反映するような仕組みを構築させるため、DPCデータを活用した経営分析システムを導入した。

(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携を強化するための具体的方策

- ・ 本院と分院の連携強化のため、人事面で本院と分院の一体化を図った。また、3月に分院の医療環境整備に関する基本設計を完了した。

4. 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 小児成育医療支援学講座において、心のケアを必要とする子どもとその家族を対象に、医療と相談の支援事業を行うとともに、安全・安心な周産期医療体制を確保するための調査・研究を実施した。
- ・ 医療サービスを付加した観光企画において、ツアー企画・監修、商品販売を行うとともに、観光医療指導師・観光健康指導士の育成を行った。

5. 産官学の連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 産官学連携推進本部を中心に、ホームページ等による情報提供、研究内容の紹介を行い、外部資金の導入を推進した。
- ・ 異業種交流会を立ち上げ、企業と本学の共同研究等を行うためのマッチングを促進するための機会を設けた。

6. 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ アメリカ・ハーバード大学他3カ国5大学に派遣するとともに、中国・山東大学他1カ国2大学より受入れた。
派遣教職員17名、派遣学生6名
受入教員9名、受入学生3名、受入留学生8名
- ・ 香港中文大学とソウル大学医学部と学術交流協定を締結した。

II. 業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・週1回理事会・懇話会を開催し、教育研究基盤、経営的基盤の強化等を図る重要事項を協議した。
また、学内外の情報処理機能を高め、戦略的な大学運営を行うため、随時企画戦略会議を開催した。
- ・複合施設整備検討委員会及び教育棟整備検討会議において、教育・研究機関、地域の中核医療機関としての機能を調査分析や課題抽出を行った。

2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・学内外の情報処理機能を高め、戦略的な大学運営を行うため、随時企画戦略会議を開催し、戦略的な検討を行った。
- ・学内各種委員会等の業務効率化を推進するため、各種委員会の見直しを行ったが、委員会の数を削減することができなかった。

3. 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・人事の適正化を推進するため、平成19年度から医学部教員に任期制を導入した。
- ・教員の評価制度については、平成20年度本格実施に向け、平成19年度に試行した。
- ・女性医師支援センターを創設し、職場復帰へのサポート体制を充実させた。
- ・臨床実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人を、臨床教授（2名）に選任し、医学部の臨床実習及び卒後の臨床研修等の充実を図った

4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・治験管理部門については、専用スペースへ移転し、治験管理体制の整備を図った。
- ・給与計算事務や看護補助業務等でアウトソーシングを導入し、運営コストの削減に努めた。

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・産官学連携推進本部を中心に、ホームページ等による情報提供、研究内容の紹介を行い、外部資金の導入を推進した。
- ・附属病院本院、紀北分院ともに、病床稼働率については、前年度を上回っており、平均在院日数についても短縮された。

本院：病床稼働率 85.9%、平均在院日数 17.6 日

分院：病床稼働率 74.2%、平均在院日数 19.2 日

2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・給与計算事務や看護補助業務等でアウトソーシングを導入し、運営コストの削減に努めた。
- ・診療材料の在庫縮減、同種同効品の整理及び価格交渉を行い、経費削減に努めた。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・短期の定期預金を行うとともに、満期を迎えた定期預金を引き続き等適切な資金運用を行った。

IV. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1. 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・財団法人大学基準協会の認証評価に向け、大学の自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書等を作成した。
- ・保健看護学部においては、学生生活アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、自己点検・評価を作成した。
- ・附属病院では、財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得した。

2. 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページの活用により、学生・教職員や県民等に情報を提供することに努めた。
- ・文部科学省で採択された各G Pをホームページに掲載したり、最新の公開講座等についても報道機関を通じ積極的に資料提供を行った。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設及び設備の整備については、関係各部署において、建物、設備の老朽化等を検証するとともに、地域医療推進センター整備基本計画や紀北分院の基本設計等を策定した。
- ・施設設備の有効活用を一層促進するため、図書館及び生涯研修・地域医療支援センターを医療関係者にも広く開放した。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・健康管理センターを設置し、産業医を配置するとともに、衛生工学衛生管理者を選任し、安全管理体制を整備した。また、学生等に対しても環境保全及び安全衛生教育等を実施した。
- ・自然災害や事故等に対する危機管理意識を向上させるため、学生や教職員を対象とした防災避難訓練や災害対策訓練を実施した。

3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- ・人権及び生命倫理に関する知識の修得を図り、人権意識を高めるために、全学人権同和研修等を実施するとともに、患者等からのあらゆる相談に対応した。
全学人権同和研修1,195名参加
- ・学内におけるハラスメント対策として、職員等相談処理規程を制定した。